

肥前さが幕末維新博覧会体験事業に係る輸送提案仕様書

1 目的

明治維新 150 年を契機に、佐賀の偉業や偉人を顕彰し、偉業を成し遂げた先人の「志」を今に活かし、未来に繋いでいくため、「肥前さが幕末維新博覧会」を開催することとしている。

この博覧会の開催に当たり、次世代を担う県内の子ども達に博覧会を体験してもらうこととしており、この体験のための学校と会場間の輸送に関する企画や実務を行うに当たり、業務内容等に関する基本的な方向性を示すものである。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

肥前さが幕末維新博覧会体験事業に係る輸送業務

(2) 業務項目

- ・輸送計画業務
- ・学校等との連絡・調整業務
- ・会場輸送業務
- ・児童生徒用教材映像及び教材資料の制作・配布
- ・その他必要な業務

(3) 履行場所

佐賀県内

(4) 対象施設

- ・幕末維新記念館：市村記念体育館（佐賀県佐賀市城内 2 丁目 1 番 35 号）
- ・リアル弘道館：旧古賀家（佐賀県佐賀市柳町 3 番 15 号）
- ・葉隠みらい館：旧三省銀行（佐賀県佐賀市柳町 3 番 12 号）

(5) 履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 15 日（金）まで

(6) 対象者

- ・平成 30 年度の県内小学校 4 年生から中学校 3 年生まで
- ・引率者（教職員）

(7) 想定対象者数

5 万人

(8) 体験事業期間

平成 30 年 3 月 17 日（土）から平成 31 年 1 月 14 日（月・祝）

3 業務遂行上の留意事項

(1) 条件の確認及び調査

博覧会の趣旨等を理解した上で、現況を把握・調査し、本仕様書に示す提案を行うこととする。

(2) 輸送に関する企画に当たっての留意事項

ア 幕末維新記念館の体験を必須とし、リアル弘道館、葉隠みらい館については学校側の希望に応じて調整することとする。

イ 離島の学校や特別支援学校等、様々な学校を想定すること。

ウ 学校側の要望により経由地がある場合は、県内に限り対応できるようにすること。

エ 会場の混雑解消のため、輸送時期や時間を工夫し、均等に学校の割振りを行うこと。

オ テーマ館の入場料は引率者（教職員）も含めて無料とする。また、駐車料金については、肥前さが幕末維新博推進協議会が負担することとする。

(3) 業務報告

業務の実施に当たり、適宜事務局と打合せを行うとともに、業務完了の際は、業務完了報告書を作成して事務局の確認を受けることとする。

(4) 参考資料

企画等を行うに当たっては、次の資料を参考とすること。

ア 肥前さが幕末維新博推進協議会「事業概要説明資料」

イ 肥前さが幕末維新博覧会駐車場概要

4 業務内容

(1) 輸送計画業務

ア 体験事業輸送本部の設置

肥前さが幕末維新博覧会体験事業に係る輸送業務を統括する体験事業輸送本部を会場近接地に設置する。

また、体験事業輸送本部には、本業務に必要な専門的知識や応用能力、類似業務の豊富な経験を有するものを配置する。

イ 輸送計画の作成

輸送方法、輸送スケジュール等を含めた輸送計画を作成する。

ウ 緊急対応マニュアルの作成

緊急時の対応をまとめたマニュアルを作成する。

エ 体験事業案内資料の作成

博覧会の概要、体験事業の実施方法等をまとめた学校向けの案内資料を作成する。

(2) 学校等との連絡・調整業務

ア 教育委員会担当者への事前説明

県内各市町の教育委員会担当者に対し、事前説明会等を開催し、事業の概要や今後の進め方について説明する。

イ 学校への体験事業案内

県内小・中学校へ体験事業の案内を行うとともに、参加希望日時等を取りまとめる。

ウ 学校との日程調整

学校の希望を基に、日時や移動手段、行程の調整等を行う。なお、バスの車番、到着時刻、出発時刻、帰着予定時刻等の情報については、学校と十分に共有すること。

エ 他本部との連携・調整

本業務を円滑に遂行するために、全体の業務進捗管理を行う運営本部や、団体予約の受付を行う入場券販売管理本部、駐車場の管理を行う交通運営本部等との情報共有、連携や調整を行う。

オ 関係団体との連携・調整

体験事業を実施するにあたり、教育委員会等と連携や調整を行う。

(3) 会場輸送業務

ア 会場輸送手段の手配

学校、運営本部、入場券販売管理本部と調整のうえ、実施日決定後、学校の状況に合わせてバス、ジャンボタクシーや船等の輸送手段を手配する。なお、バスを使用する場合、児童生徒は正規座席を使用すること。また、安全には十分配慮した運行を行うとともに、保険等に参加すること。

イ 輸送の実施

実施日に学校と会場の輸送を行う。なお、周辺の渋滞を招くことのないよう、バスの誘導等、交通運営本部との連携・調整を行うこと。また、交通状況により到着が遅れる場合は、入場時間の変更調整を行うこと。

※駐車場は、佐嘉神社外苑駐車場を使用予定。

ウ アンケートの実施

体験事業に参加した児童生徒に対し、アンケートを実施する。

エ 実績報告書の作成

当日の参加者数、行程等をまとめた実績報告書を学校ごとに作成する。

(4) 児童生徒用教材映像及び教材資料の制作・配布

事前学習用に、佐賀の幕末維新期に関する教材映像及び歴史背景等を学習できる紙媒体の教材資料を制作し、体験事業参加学校へ送付する。

(5) その他必要な業務

肥前さが幕末維新博覧会体験事業に係る輸送業務に必要な備品（事務机、椅子、電話、コピー/FAX、事務用品等）の準備

5 資料等の貸与及び返還

- (1) 受託者は、業務上必要な資料等を事務局に貸与を求めることができる。
- (2) 事務局は、受託者から貸与を求められた資料等について、業務上必要と認められた場合は、これを貸与するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された資料等については、業務完了時まで責任を持って事務局に返還するものとする。

6 著作権の帰属

受託者が本業務により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は肥前さが幕末維新博推進協議会に帰属するものとし、肥前さが幕末維新博推進協議会はこれらの制作物を自由に二次利用できるものとする。受託者は肥前さが幕末維新博推進協議会に対して著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。なお、制作物の中に肥前さが幕末維新博推進協議会・受託者以外の第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。

7 成果品

- (1) 業務報告書（各学校の実績報告書やアンケート結果をまとめたもの） 5部
- (2) 電子媒体（報告書の電子ファイルをCD-R等に記録したもの） 3部

8 成果品納入場所

肥前さが幕末維新博推進協議会（事務局：佐賀県肥前さが幕末維新博事務局）
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁 新館6階

9 仕様書の変更等

- (1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、事務局・受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、事務局・受託者協議の上、決定するものとする。

10 その他

(1) 守秘義務事項

ア 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。

イ 本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。

ウ ア、イの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(2) 個人情報の保護及び情報セキュリティ対策

ア 受託者は、受託業務を遂行するための個人情報及び情報資産の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

イ 受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請負わせる場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。